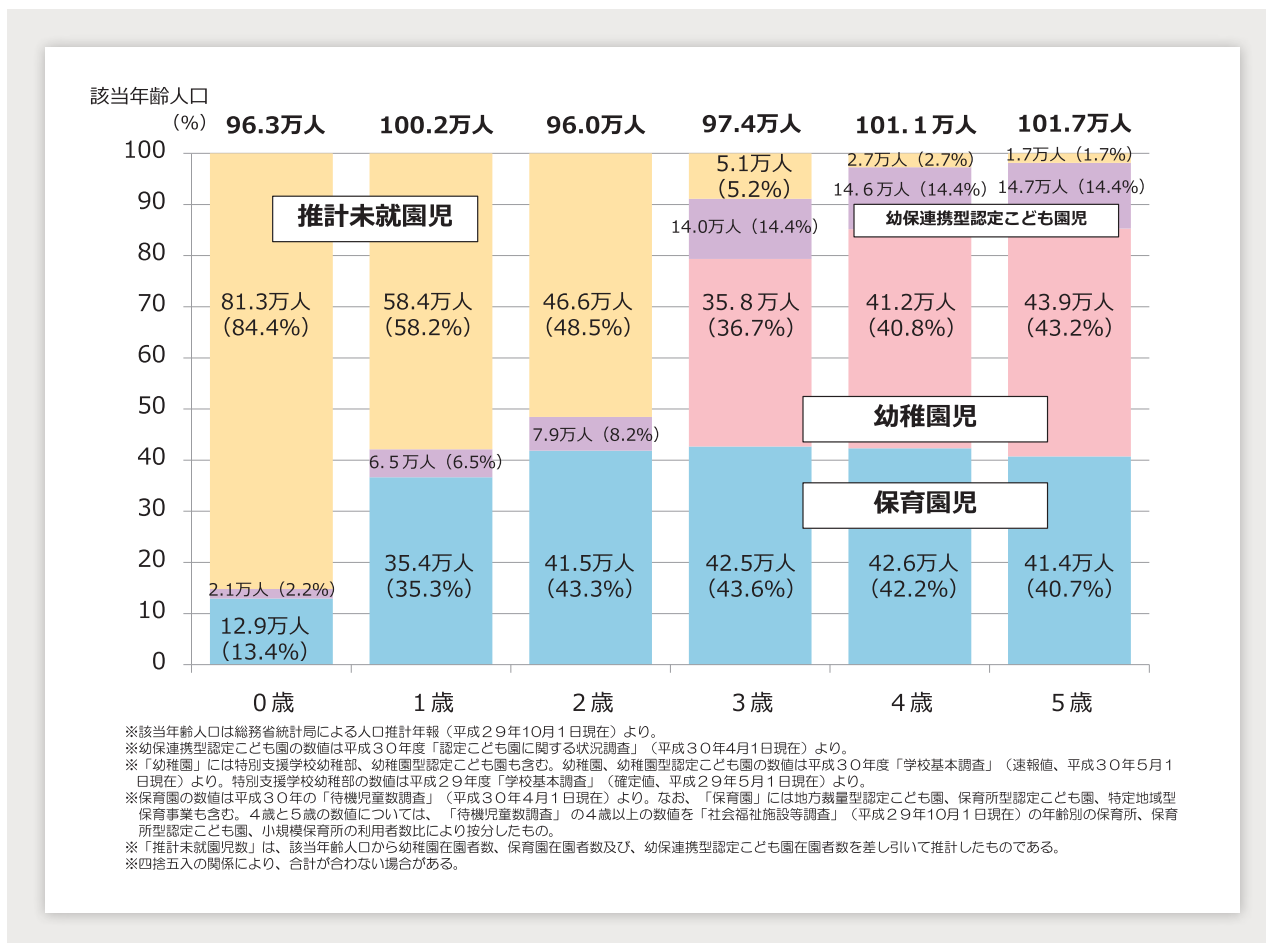


## 第1-2-8図 保育園と幼稚園の年齢別利用者数及び割合（平成30年）



### （実費の取扱い）

保護者から実費で徴収する費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）については、無償化の対象とはならず、食材料費の取扱いについては、基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担する考え方を維持する。

### （無償化の開始年齢）

今般の3歳から5歳までの子供たちについては、小学校入学前の3年間分の利用料を無償化することを基本的な考え方とし、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象とする。

ただし、幼稚園については、満3歳になっ

た日から無償化の対象とする<sup>1</sup>。なお、幼稚園の預かり保育については、保育所等との公平性の観点から、住民税非課税世帯を除き、翌年度（4月）から無償化の対象とする。

### （2）幼稚園の預かり保育

#### （無償化の対象）

幼稚園の預かり保育（以下「預かり保育」という。）<sup>2</sup>を利用する子供たちについては、保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園利用料の無償化に加え、利用日数に応じて、認可保育所における利用料の全国平均額（月額3.7万円）との差額である上限月額1.13万円<sup>3</sup>までの範囲で預かり保育の利

1 認定こども園における1号認定の子供も同じ。

2 認定こども園における1号認定の子供たちが利用する預かり保育も含む。

3 住民税非課税世帯の満3歳児であって、満3歳になった後の最初の3月31日までの間にある者は、上限月額2.57万円と上限月額4.2万円との差額である上限月額1.63万円。

用料を無償化する。なお、無償化の対象となる預かり保育の利用料は、実際の利用日数に応じて計算する<sup>1</sup>。

保育の必要性の認定については、支援法第20条第1項に基づく保育の必要性の認定（2号認定）のほか、2号認定の基準と同等の内容で、新たに無償化給付のために支援法上設けた保育の必要性の認定<sup>2</sup>のいずれかの認定を取得した場合に無償化の対象とする。

#### （質の確保）

質の確保の観点から、預かり保育については、支援法の一時預かり事業（幼稚園型）を受託していない場合も、同様の基準を満たすよう幼稚園の所轄庁等<sup>3</sup>が指導・監督する。

### （3）認可外保育施設等

#### （無償化の対象）

待機児童問題により、認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設等を利用せざるを得ない子供たちについても、代替的な措置として、保育の必要性があると認定された3歳から5歳までの子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化する。認可外保育施設<sup>4</sup>のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業<sup>5</sup>を対象とし、複数のサービスを組み合わせて利用する場合も、上限額の範囲内で無償化の対象とする。

なお、幼稚園が預かり保育を実施していない場合や十分な水準の預かり保育を提供していない場合には、幼稚園に加え、認可外保育施設等を利用する場合についても、無償化の対象とする。その場合の認可外保育施設等の無償化の上限額は、預かり保育に係る無償化上限月額1.13万円<sup>6</sup>から預かり保育に係る無償化給付の支給額を控除した額<sup>7</sup>とする。

0歳から2歳までの子供たちについては、保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額4.2万円）までの利用料を無償化する。

無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことを必要とする。ただし、経過措置として、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

#### （質の確保）

今般の無償化を契機に、認可外保育施設の質の確保・向上を図るため、児童福祉法に基づく都道府県（指定都市・中核市を含む。）の指導監督の充実等を図る。（第1-2-9図）

なお、支援法の改正法の附則に、「法律の施行後2年を目途として、経過措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」旨の見直し検討規定を置いている。

1 具体的には、利用日数に日額単価（450円）を乗じて計算した支給限度額（上限月額1.13万円）と実際に支払った利用実績額を月毎に比較して、少ない方の額を支給する仕組みとする。なお、支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）についても同様。

2 住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子供たちについては、3号認定と同等の内容の無償化給付のための保育の必要性認定を支援法上に設ける。

3 国公立の場合は設置者。

4 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指す。

5 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業、同条第13項に規定する病児保育事業及び同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業をいう。

6 住民税非課税世帯の満3歳児であって、満3歳になった後最初の3月31日までにある者は月額1.63万円。

7 預かり保育を利用しない場合、認可外保育施設等の無償化の上限月額は1.13万円。